

居宅介護支援事業所 おりーぶ 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人清恵会が開設する居宅介護支援事業所おりーぶ（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。また、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所おりーぶ
- (2) 所在地 広島市中区吉島東二丁目17番5号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所の相談室及び利用者の自宅
- (2) 使用する課題分析表の種類 居宅サービス計画ガイドライン（全社協）
- (3) サービス担当者会議の開催場所 事業所の相談室及び利用者の自宅
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低1回/月

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整
- (3) その他の便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、通常事業の実施地域を越えた地点からその実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名または記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、広島市中区、東区、西区、南区の区域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(衛生管理等)

第11条 事業所等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じると共に、医療品・医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症の発生、まん延を防ぐために必要な措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 当該地域介護支援専門員連絡会議の研修
 - (2) 当該連絡協議会が開催する研修
 - (3) その他の研修
- 2 従業者は、職務上知りえた秘密を保持する。
 - 3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人清恵会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成17年5月1日から施行する。

この規程は平成17年9月1日より一部改正。

この規程は平成19年4月1日より一部改正。

この規程は平成19年8月25日より一部改正。

附 則 (平成27年3月1日規程第8号)

この規則は、平成27年3月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月26日規程第23号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月26日規程第29号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日規程第40号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。